

循環型社会のイメージ (3 つのシナリオ)

循環型社会のイメージ【3つのシナリオ】

ひとえに循環型社会といっても、その言葉から想像される社会は様々です。このため、循環型社会形成推進基本計画の策定課程では、循環型社会のイメージとして3つのシナリオを示しています。

シナリオA「技術開発推進型シナリオ」



シナリオAは「技術開発推進型シナリオ」で極めて高度な工業化社会となり、廃棄物等は品目別毎に収集され、高度化した静脈物流システムにより集積され、廃棄物発電などのサーマルリサイクルも活発化します。

シナリオB「ライフスタイル変革型シナリオ」



シナリオBは「ライフスタイル変革型シナリオ」で生活のペースをスローダウンし、家の手入れや家庭菜園などの園芸を行ったり、ものを修理しつつ大事に使う生産的消費者へ変化します。また、地域活動への参加、地産地消といった小さな経済で充足感を得る社会となります。

シナリオC「環境産業発展型シナリオ」



シナリオCは「環境産業発展型シナリオ」で環境効率性(eco-efficiency)が高く、産業の高次化が進展します。環境産業の発展により経済成長もしながら、そのような産業が供給する環境配慮型製品やサービスにより暮らしの面でも環境負荷が低減します。

平成15年版循環型社会白書より抜粋

環境保全長期計画（昭和52年5月）
抜粋

序 計画の目的

(1) 昭和75年(2000年)には、我が国では、1億3,000万人を超える人々が、37万平方キロの国土に生活を営むことになるものと予想されている。加速度的に変転する現代社会において、今後25年間に、生活にどのような変化が生ずるか、予想の域を超えるものであるが、この生活が健康で文化的なものでなければならないことはいうまでもない。

すべての人間活動は、人間の幸せな生活のために奉仕するもので、物質、自然、文化、その他のあらゆるものの豊かさも、それが人の幸を構成する要素として欠かすことができないものであるために尊いのであって、それぞれがそれ自体として究極の目的ではあり得ない。その中で、環境問題は、人間の生命にかかわりをもつ重要な要素として人間生活全般に及ぶ広い視野と将来の展望のもとに、各般の政策に組込まれていく必要がある。

(2) 我が国の公害行政は、各種規制法の整備と基本的な環境保全目標の設定を終え、いまや設定した目標の達成を図っていかなければならない時期を迎えている。

戦後における高度経済成長の結果、我が国の所得水準はほぼ西欧水準に達し、生活の物的な豊かさは飛躍的に向上したが、一方で様々なひずみを生じ、なかでも最も深刻化した問題は加速度的に悪化した環境汚染とそれによる健康被害であった。しかし、生活の質的向上を重視する国民の欲求を背景として、45年に至って公害対策基本法をはじめとする公害関係諸法の改正、整備が行われるとともに、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境質の目標となる環境基準が設定、強化されるなど、公害対策は画期的に充実強化されてきた。この結果、最近においては一部の汚染物質について著しい改善が見られるようになってきているが、設定された環境基準を達成し、維持していくためには、今後更に、国、地方公共団体、事業者、国民の各般がそれぞれの責務を遂行していかなければならない。

しかし、50年代に入って、我が国の経済はその基調において高度成長から安定成長へと移行し、企業収益の低下、財政収入の確保難など多くの問題に直面することとなると予想される。このような状況のもとで将来における環境保全の展望をその

ために要する費用とともに明らかにし、国民の理解と協力のもとに環境行政を推進することがますます重要となってきた。

(3) 我が国の自然環境は、経済の高度成長の過程を通じ、急速に悪化してきた。このため、経済成長優先の考え方に対する反省が生まれるとともに、環境保全に対する国民の欲求も公害による被害の防止にとどまらず、快適な生活環境、良好な自然環境の保全へと高まってきた。

このような国民の欲求を背景として、46年、環境庁に自然環境保全行政担当局を設置したことに引き続き、47年に自然環境の保全に関する基本法である自然環境保全法を制定し、更に、自然環境保全基本方針の閣議決定、自然環境保全のための基礎調査の実施、自然環境保全地域等の指定など、自然環境保全政策の確立を図ってきたが、今後においては、長期的視野に立った総合的な環境保全政策の確立が望まれている。

(4) このような背景は、我が国の将来の環境行政の展望を明らかにする長期計画の作成を求めているものといえることができる。

この計画に求められている役割の第1は、環境基準に対応する汚染負荷量などを示し、将来の予測される経済活動によって生ずる汚染発生量との関連において、環境基準等の目標達成のために必要な政策課題を明らかにすることである。

第2は、長期的、総合的視野の下で環境行政を推進するために、国及び地方公共団体が実施すべき施策を明確にするとともに、経済成長、産業構造、地域構造、交通体系等の環境に影響を与える諸施策について、環境保全の観点から十分な配慮を加えていく指針を提示することである。

第3は、目標達成のために要する公害防止費用をその経済的影響とともに明らかにし、経済成長の減速が予想される状況のもとで、限りある資源のなかから公害防止に対して必要とされる資金を計画的に確保していくことである。特に目標達成のために要する費用とその経済的影響を明らかにし、関係者の理解と協力のもとに施策を推進する基礎を固めることが大切である。

第4は、自然環境の保護と改善、十分な緑地の確保等快適な生活環境を達成維持するために、国又は地方公共団体が自然環境保全のために実施すべき施策の方向を現時点における知見に基づいてできるだけ明確にするとともに、自然環境保全関連施策の決定実施にあたって、自然環境保全上配慮すべき事項、自然環境保全に関す

る各種施策の総合的調整の指針等を明らかにすることである。また、国民の理解と協力を得て、自然環境の保護と改善に向けて民間活動を誘導することをも目的としている。

なお、この計画は、昭和60年を目標年次とする当面10カ年に関する計画であるが、可能な限り、55年の中間目標に関する諸数値を提示することとする。